

平成29年美郷町議会議事録

第1回 定例 (第2号)

招集年月日	平成29年 3月 3日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	平成29年 3月 6日 午前 9時30分				
		議長 西嶋 二郎				
	散会	平成29年 3月 6日 午前10時13分				
		議長 西嶋 二郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議長 (12)	西嶋 二郎	○	5	藤原 修治	○
	副議長 (8)	安田 勝司	○	6	岩根 和博	○
	1	山本 貢	○	7	山本 幹雄	○
	2	波多野 康博	○	9	黒川 民次郎	○
	3	福島 教次郎	○	10	箕根 正一	○
	4	栗原 進	○	11	佐竹 一夫	○

会議録署名 員	5番	藤原修治	6番	岩根和博
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ 司	健康福祉課長	木川士朗
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	小田運博	建設課長	赤穴 清
	企画財政課長	井上陽生	大和事務所長	難波博恵
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	漆谷和彦		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 窪田英通 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成29年美郷町議会第1回定例会議事日程

(第3号)

平成29年 3月 6日(月) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	<p>議案質疑</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第 6号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</p> <p>議案第 7号 美郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 8号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 9号 美郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第10号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第11号 美郷町定住・子育て応援基金条例の制定について</p> <p>議案第12号 美郷町ふるさと定住奨学金基金条例の制定について</p> <p>議案第13号 美郷町UIターン者定住支援住宅条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第14号 美郷町簡易水道事業設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【予算案】</p> <p>議案第15号 平成29年度美郷町一般会計予算</p> <p>議案第16号 平成29年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算</p>

	<p>議案第 17 号 平成 29 年度美郷町簡易水道事業特別会計予算</p> <p>議案第 18 号 平成 29 年度美郷町下水道事業特別会計予算</p> <p>議案第 19 号 平成 29 年度君谷診療所特別会計予算</p> <p>議案第 20 号 平成 29 年度美郷町国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第 21 号 平成 29 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算</p> <p>議案第 22 号 平成 29 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第 24 号 美郷町過疎地域自立促進計画の変更について</p> <p>議案第 25 号 辺地に係る総合整備計画の策定について</p> <p>議案第 26 号 邑智郡総合事務組合理約の変更について</p> <p>議案第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>議案第 28 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p>
3	<p>議案の討論、表決</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第 24 号 美郷町過疎地域自立促進計画の変更について</p> <p>議案第 25 号 辺地に係る総合整備計画の策定について</p> <p>議案第 26 号 邑智郡総合事務組合理約の変更について</p> <p>議案第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p> <p>議案第 28 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて</p>
4	<p>議案の委員会付託</p>

(開 会 午 前 9 時 3 0 分)

●西嶋議長

おはようございます開会前ではございますが、執行部から議案第15号の平成29年度一般会計予算説明に説明不足があったので、追加説明したいとの申し出がありましたので、これを許します。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

お時間をとって、3日に行いました15号の予算説明について不足がありましたので、追加で説明をさし上げたいと思います。

お手数ですが、予算第15号、予算案の方をお開きいただきたいと思います。

そちらにあります款2 総務費、ページ数は48ページをご覧ください。よろしいですか。

48ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目5、財産管理費、説明欄の001財産管理費、一番下の段にあります基金繰出金でございます。3000万3000円ですが、3000万につきましては、財調の方からの繰り出しで、ふるさと定住奨学金基金ということで3000万をこちらの方に計上してしまして、3000円の利息分につきましては、ページ数でいきますと、歳入というところで、33ページをごらんください。33ページです。款15、財産収入、項1、財産運用収入、目2、利子及び配当金、説明欄にあります利子部分のところの一番下から2つ目ですが、土地開発基金、1000円、斎藤茂吉鴨山記念館収蔵品取得基金、こちらの方の利子として3000円を計上しています。以上でございます。

また、この3000万のふるさと定住奨学金の基金につきましては、定額運用基金として、現在のところ一般会計の方には歳出予算としては計上しておらず、歳計外の予算の方で適切な管理をしたいというふうに思っております。以上でございます。

●西嶋議長

説明が終わりました。

それでは、全議員出席であります。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により5番・藤原議員、6番・岩根委員を指名いたします。

日程第2、議案の質疑を議題といたします。

まず初めに、議案第6号から議案第14号の条例案9件について質疑に入ります。それ

では、議案第6号に対する質疑から始めます。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続きまして、議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続きまして、議案第9号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続きまして、議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続きまして、議案第11号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続きまして、議案第12号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続きまして、議案第13号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続きまして、議案第14号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

以上で、条例案9件の質疑を終わります。

次に、予算案8件、議案第15号から議案第22号までの質疑に入ります。

議案第15号に対する質疑はありませんか。

●西嶋議長

3番、福島議員。

●福島議員

先ほど歳計外という、今のふるさと定住奨学金の説明がございました。

一番最初にこの説明があれば、すんなりと理解できたところですが、無くて随分悩みさせていただきました。

まず、1点目には、何か数点お伺いしたいと思うんですが、全員協議会では、財源はどこかということでお訊ねしたときには、地域振興基金だったと思います。が、今回はどうも1700万しか計上してないので、財政調整基金からのだなどと判断をし、またそのような説明を受けたような気がします。

なぜ全員協議会と本会議と変わったのか。その経緯を教えてくださいということ。それからもう1点、歳計外にされまして、そうすると一般会計予算での基金条例、基金の繰入金とは全く関係がないのかあるのか、どうなのか。で、歳計外で基金条例等の関係はどうなるのか。ということがお聞きしたいと思います。

それから、出納室長さんに聞きたいと、お伺いしたいと思うんですが、歳計外についての監査は行われますか。また決算書には、この基金の、いわゆるその基金、基金と言われているんですが、私にはまだ見えてこないんですが、基金の結果について、決算書で報告されますか。自分としちゃあ、今まで、歳計外の決算報告は、いろんな決算が歳計外でもあるわけですが、そういうものを見たことがないような気がいたします。いかがなものでしょうか。以上。お伺いいたします。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

一番最初のこの定住の基金でございますが、全員協議会のところでは地域福祉振興基金というところでは考えておられたようですが、ちょっとこの基金の趣旨を鑑みますと、財政調整基金の方で運用するべき、というふうな財政の方の判断でさせていただきました。

それから、こちらの方の運用についてですが、この基金につきましては、定額運用基金として、このほか、これまでも土地開発基金、並びに斎藤茂吉記念館収蔵品の取得基金、この2つに加えて今後運用していきたいと思っております。で、ここの部分につきましては、利息に、運用についてはここでの基金の利息、それを決算としては一応繰り入れをして、それからまた、基金の方に出すというような、基金に対して利息がどれぐらいついたかという部分につきましては、一般会計の予算の中で整理をしていくというふうな考えでございます。以上でございます。

●西嶋議長

番外、出納室長。

●漆谷出納室長

では、福島議員のご質問にお答えします。監査におきます歳計外の監査ですけども、歳計外の監査はされております。毎月実施されております。それからあの決算書につきましては、歳計外については上げておられません。以上です。

●西嶋議長

3番、福島議員。

●福島議員

まず利子の取り扱い是一般財源化するという、歳計外のものを一般財源化するということなんですが、こういう本がございまして、この本の中では、歳入歳出外現金を会計管理者が保管する場合には、利子が生じても相手方に帰属されないこととなっております。表現されております。

この見解をお願いしたいと同時に出納室長さんからいただきました。監査はするけども報告がないということでは、非常に不透明性が高くなるのじゃないかと思うんですがいかがなものなんでしょうか。お伺いします。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

そちらの方につきましては承知しておりますが、利息の部分について明らかにするために利息分については、繰り入れして繰り出しするというような形を従前からしております。以上でございます。

●西嶋議長

3番、福島議員。

●福島議員

ちょっと違うようなお答えのような気がするんですよ。透明性があるならば、歳計外の監査報告が決算書にも当然上げていただければならないと思うんですが、出納室長では決算書に上がってこないということになれば、私たちにはどこでだれがどこにという経過もわかりませんし、残額は、なんぼ残つとるんかいないうことの把握もできないような気がするんですが、そこら辺の透明性が見えませんが、ただ、3000円かいくらになるかよくわかりませんが、その時の利子は戻ってくれることで透明性がでてくるかもわかりませんが、いくら奨学金に要したのかというところは、もう教育委員会さんのご判断に委ねるしかなくて、報告がなければうっかり私たちも聞き漏らすかもわかりません。

そういう点での透明性というものはとられないと思うんですが、如何なものでしょう。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

財政課としましては、基金の運用一覧として、決算報告にはなされないんですが、こちらの方からの一覧としての収支、それから利息、増減ですね、それぞれの年度末の残高については、お示しをさせていただきたくります。

●西嶋議長

3番、福島議員。

●福島議員

いずれにしましても、透明性図るという、今、お約束をいただきました。歳計外であるうとなかろうと、当然、こういうお金は透明性を高くしなければならぬと思いますので、歳計外であってもきちっと報告をいただきますようお願いしておきます。以上です。

●西嶋議長

他にございませんか。

ありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続きまして、議案第16号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続きまして、議案第17号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続きまして、議案第18号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続きまして、議案第19号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続きまして、議案第20号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

●西嶋議長

11番、佐竹議員。

●佐竹議員

これは質疑というよりも、ちょっとお願いといいますか、苦情を聞きましたんで、一言言っときますが、厚生年金保険から国民年金、健康保険に変わった時点で、次の月の掛金といいますか、あれが本人の承諾なしに引いてあったんだそうです。

これは、別に保険に限らず他の税金なんかも関係すると思いますが、その本人の承諾をなしに何で引いたんだと言ったら、いや前の時に口座が残っていたから、そこから勝手に引かしてもらいましたというような話だったそうです。これはいけんじゃないかということですが、そういうこともあってはまたいけないと思いますので、どうかよろしく願いします。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

佐竹議員のご指摘でございます。ご意見でございます。ありがとうございます。

社会保険から国保に移行された場合、当然、国保に加入していただくという手続になりまして、窓口の方でその移動の申告をしていただくという形になります。

その際に、ちょっと確認が漏れとったということでございますので、しっかり確認をさ

していただくようにしたいと思います。ありがとうございます。

●西嶋議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続きまして、議案第21号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続きまして、議案第22号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

以上で、予算案8件の質疑を終わります。

次に、一般事件案、議案第23号から議案第28号までの6議案についての質疑に入ります。

議案第23号に対する質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続きまして、議案第24号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続きまして、議案第25号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

●西嶋議長

8番、安田議員。

●安田議員

辺地の関係ですね。点数があるんですけども、我々にはちょっとこの点数の出し方というか、辺地の点数の出し方というのがちょっと分らないので、そこらをちょっと詳しく説明

していただきたい。

非常にいいことだと思うんですけども、そこらがちょっと我々には私は理解できないんで、その辺地の件数の出し方といいますか基準といいますか、それに併せて何点以上だったら辺地と認定されるか、そこらをちょっとお聞きしたいと思います。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

先ほどの安田議員さんのご質問にお答えいたします。

辺地の辺地度点数につきましては、それぞれ幾つかの項目がある中で、それぞれの地域特性をいろんな角度から得点化しております、加算したもの、得点の多いほど辺地であるという、いろんな生活するに当たっての支障があるというところで、そういった地域特性の部分で、点数が加算されているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

●西嶋議長

8番、安田議員。

●安田議員

そういうことは、私自身もだいたい想像がつくんですけども、なにかちゃんとした基準があって、何点以上は辺地として認定といいますか、されるんだということが聞きたいんであって、今、回答していただいたのは、私なりにそのぐらいの想像はしているところであります。もう少し詳しく分かってんでしょうか。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

辺地度点数につきましては、それぞれ、小学校があるなしとか、それから役場からの距離とかいろいろな条件で一覧表がありまして、その中に辺地ごとにその点数を刻んでいきます。その合計が100点を超えた場合に辺地となります。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

失礼しました。それでは、先ほどのご質問、もちよつと私も勉強不足でしたが、お答えしたいと思います。

辺地につきましては、基本的にこの辺地度点数につきましては、100点以上であるということです。それからそれぞれの要件としましては、電気設備の供給常態、それから道路の常態、診療施設の常態、飲料施設の常態等、22項目についてのところ点の部分で判断をするというところでございます。

この辺地という部分につきましては、地域の中心を含む5キロ平米以内の面積に50人以上の人口を有することが、基本的な要件になってきます。以上でございます。

●西嶋議長

4番、栗原議員。

●栗原議員

今、辺地の説明がございましたが、これを聞いてますと、かなり町内でも辺地に該当するところがあるのではないかというふうに思います。それで、もう当然もう、調査もされておるのではないかというふうに思いますが、町内にどの地域でどの程度の辺地があるかというのをお聞かせを願いたいと思います。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

栗原議員さんのご質問にお答えします。町内につきましては、ほとんどが辺地地域になっていまして、それで、除く地域につきましては、粕渕地域、浜原、吾郷、それから川沿いでいきますと、都賀行、都賀本郷、江川周辺についてはその対象外と、それ以外の地域につきましては、別府地域が含まれて、辺地地域となるということ。以上でございます。

●西嶋議長

8番、安田議員。

●安田議員

町内ほとんどだということで、以外のところを今言われましたけども、もうこの辺地を使って、君谷辺り、従来から道路整備等なんかも、非常に遅れてるということで、どういたしますか、地元君谷沿線の皆さん方から非常に要望もあるところですけども、ここらも、この度は2箇所ですか、指定されてやられるわけですけども、恐らくは、活用して君谷辺りのあれを、こう作るようなことを是非やってもらいたいなど、これ要望です。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

安田議員さんのご質問でございます。この辺地事業につきましては、一定の枠がございます。今後、そうしたところで道路の整備計画を踏まえながら、また、積極的に活用できるような形にしたいと思いますので、よろしく願います。ありがとうございます。

●西嶋議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続きまして、議案第26号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

●西嶋議長

3番、福島議員。

●福島議員

えっとですね。別表のところちょっと勉強不足だって、あの申し訳ないんですが、もう一度お聞かせ願いたいと思いますが、別表2の1第3条1項第6号の事務ということがあって、その下に注記事項がありまして、ただし、人事給与システムについては美郷町は除くということになっております。これ、別の会社に頼むとかなんとかでしたでしょうか、何のためにここでは美郷町を除くということだったか、もう一度お知らせ願いたいと思います。

●西嶋議長

番外、副町長。

●樋ヶ副町長

本年度から財務会計システムにつきましては、邑智郡内3町村の共同処理をすると、それに邑智郡総合事務組合の財務会計も、合わせてやるということで、4団体処理を行うということになっておりますけれども、邑南町、川本町につきましては、既に、前から共同処理を行っておりまして、美郷町が本年度から新たに加わるという形をとっております。

で、人事給与システムにつきましては、美郷町は、従来からの処理を継続したいということの要望で申し出をいたしまして、3町村共同処理ではないやり方でやるということになっております。

その関係上、美郷町だけが除かれるということで決まっております。

●西嶋議長

他にございませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

続きまして、議案第27号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

続きまして、議案第28号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

ないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

以上で、一般事件案6件の質疑を終わり、本日予定をしておりました議案の質疑は、すべて終了いたしました。

●西嶋議長

日程第3、議案の討論、表決を議題といたします。

初めに議案第23号、公の施設の指定管理者の指定について、に対する討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第23号、公の施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第24号美郷町過疎地域自立促進計画の変更について、に対する討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第24号、美郷町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決すること

に賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第25号、辺地に係る総合整備計画の策定について、に対する討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第25号、辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第26号、邑智郡総合事務組合規約の変更について、に対する討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第26号、邑智郡総合事務組合規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、に対する討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西島議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第27号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、増田秀章氏を推薦することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって、人権擁護委員に増田秀章氏を推薦することに決しました。

続きまして、議案第28号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、に対する討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●西嶋議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●西島議長

討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第28号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、西原真公氏を推薦することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●西嶋議長

挙手全員であります。

よって、人権擁護委員に西原真公氏を推薦することに決しました。

日程第4、議案の委員会付託を議題といたします。

お諮りします。

予めお手元に配布してあります議案付託表のとおり、各委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、付託表のとおり各委員会へ付託いたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は9日、金曜日、定刻より開きます。

なお、この後、午後1時より、この場におきまして、予算決算委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これもちまして散会といたします。

ご苦勞さまでした。

(散 会 午 前 10時 13分)